

吉川市下水道事業審議会の会議傍聴等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市市民参画条例施行規則(平成17年吉川市規則第12号。以下「規則」という。)第6条第4項及び第10条の規定に基づき、吉川市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴等に関し規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(傍聴申込み)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿(以下「受付簿」という。)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 受付簿に前項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

3 規則第6条第3項ただし書の規定により傍聴を希望する者が定員を超える場合において審議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 規則第6条第2項の規定により傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員を定めるに当たっては、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮するものとする。

(傍聴人の入場制限)

第4条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 貼紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類又は拡声器若しくは無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、議長が認めた場

合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開くことを審議会が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、議長は、制止を命ずるものとし、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第11条 規則第10条の規定により決定する会議録の作成方法は、要点記録とする。

- 2 会議録の作成に当たっては、録音機を使用することができる。
- 3 会議録には、発言委員名を記載するものとする。ただし、出席委員の過半数が率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 会議録には、議長が指名した2人の委員が署名（会議録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ

り作成されている場合にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名）をしなければならない。

附 則

この要領は、令和2年10月16日から施行する。